

# 伊勢原市電子入札に関する要綱

## 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 一般競争入札（第2条～第13条）
- 第3章 指名競争入札（第14条・第15条）
- 第4章 随意契約（第16条・第17条）
- 第5章 その他（第18条）

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この要綱は、かながわ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う入札等の手続について、伊勢原市契約規則（平成元年伊勢原市規則第11号。以下「規則」という。）及び電子入札システム電子入札運用基準に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 一般競争入札

### （入札情報の公表）

第2条 市長は、電子入札システムにより一般競争入札に付そうとするときは、本市のホームページを利用して、規則に定める事項を公表するものとする。

### （参加申込）

第3条 電子入札による一般競争入札に参加を希望する者は、公告された参加資格要件に適合していることを確認のうえ、申請書類を電子入札システムを利用して提出しなければならない。

### （資格審査）

第4条 市長は、前条の規定による申請書類の提出があった場合は、申込者の参加資格について審査を行い、その結果について電子入札システムを利用して申込者に通知するものとする。

2 市長は、参加資格を認めない者から審査内容の説明を求められたときは、これに応じるものとする。

### （設計図書）

第5条 参加資格を認められた者は、設計図及び単価抜き設計書等（以下「設計図書」という。）を、本市のホームページからのダウンロード等、市長が指定する方法により入手するものとする。

### （設計図書に関する質問等）

第6条 設計図書について質問及び回答は、市長が指定する日までに、電子入札システムを利用する方法等、市長が指定する方法で行うものとする。

### （内訳書の提出）

第7条 入札に当たり、入札書に記載されている入札金額に対応した内訳書等を提出する必要がある場合、又は、落札決定に当たり落札金額に対応した内訳書を提出する必要がある場合は、電子入札システムへの書類添付又は郵送等、市長が指定する方法により提出することとする。

### （予定価格及び最低制限価格）

第8条 予定価格及び最低制限価格を定める場合は、電子入札システムを利用し、予定価格及び最低制限価格を定めることができるものとする。

(入札の方法)

第9条 入札しようとする者は、市長が指定する日時までに、電子入札システムを利用して入札書を提出するものとする。この場合において、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできないものとする。

2 入札書提出締切日時までに入札書の提出がないときは、辞退したものとみなす。

(開札)

第10条 開札日時に至ったときは、遅滞なく開札の手続を開始するものとする。

(落札決定の保留)

第11条 落札者決定に当たり、その資格審査等の理由により落札決定を保留する必要がある場合は、電子入札システムを利用して保留通知書にその理由を記したうえで、入札者に送付するものとする。

(電子くじ引きによる落札者の決定)

第12条 市長は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あり、くじによる落札者の決定を行う場合は、入札書提出時に入力したくじ番号により電子くじ引きを実施し、落札者を決定するものとする。

(落札決定)

第13条 落札者の決定を確認した場合は、電子入札システムを利用して落札者決定通知書を送付するものとする。

第3章 指名競争入札

(指名通知)

第14条 指名した業者への通知は、電子入札システムを利用し行うことができるものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第15条 第5条から第13条までの規定は、指名競争入札について準用する。

第4章 随意契約

(随意契約の手続)

第16条 随意契約の手続については、電子入札システムを利用して行うことができるものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第17条 第5条から第13条まで(第12条を除く。)の規定は、随意契約について準用する。

第5章 その他

(システム障害等の場合の取扱い)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙による競争入札資格確認申請書及び入札書(第1号様式)を認めるものとする。ただし、事前にICカードの利用者登録を行っている場合に限る。

(1) 天災、広域的又は地域的停電、プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害により締切日時前の手続完了が不可能である場合

(2) ICカードの失効、閉塞、破損又は名義人等の変更等により、電子入札システムを利用すること不可能であり、ICカードの再発行を申請中である場合

(3) その他やむを得ない事由により電子入札システムの利用ができない場合で市長が特に認める場合

2 前項の規定により紙による競争入札資格確認申請書及び入札書を提出する場合は、紙入札承認願(第2号様式)を市長が定める締切日までに提出しなければならない。

附 則 (平成19年伊勢原市告示第47号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年伊勢原市告示第48号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年5月27日から施行する。

附 則（平成28年12月13日告示第173号）  
この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第75号）  
この告示は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第18条関係）

# 入 札 書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

（ 代 理 人 ）

印

伊勢原市契約規則を遵守し、ご指示の設計書、仕様書、図面その他の条件を承諾のうえ、次の金額で入札します。

金 額		十億		百万		千		円
-----	--	----	--	----	--	---	--	---

くじ番号

--	--	--

（件名）

注1 金額は、消費税及び地方消費税を除いた額を記入してください。

2 金額は、1つわくに1字ずつアラビア数字で記入してください。なお、金額を訂正したものは無効とします。

3 本書は、入札件名を記載した封筒に封入してください。

伊勢原市長 殿

認定番号：  
住 所：  
商 号：  
代表者(受任者)氏名：  
担当者氏名：  
連 絡 先：

## 紙 入 札 承 認 願

電子入札対象である本調達案件について、次の理由により電子入札システムの利用ができないため、紙入札の承認を願います。

### 1 調達案件

- ・ 調達案件番号：
- ・ 調達案件名称：

### 2 電子入札システムでの利用ができない理由

--

※ その事由を証明できる書類等があれば、併せて発注者側に提出すること。